

議案第134号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、首都高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、同条第7項の規定において準用する同条第3項及び第4項の規定により同意することの議決を求める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間について、その一部を次のとおり変更する。

3(1)ア④中「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日」を「令和2年3月22日」に、「会社が別に定める時間内」を「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内」に改め、3(1)ク④中「令和2年7月20日から9月6日まで」を「令和3年7月19日から9月5日まで」に、「8月11日から8月24日まで」を「8月10日から8月23日まで」に改める。

4エ中「令和2年7月20日から9月6日まで」を「令和3年7月19日から9月5日まで」に、「8月11日から8月24日まで」を「8月10日から8月23日まで」に改める。